

とめ 法人会 NEWS

平成29年2月15日発行

第79号



冬の風物詩 どんと祭「裸参り」

どんと祭は、小正月前日(1月14日)に、正月飾りや古神符等を焼納する祭事で、これらを焚き上げる火は、正月の間に各家庭に訪れていた神々を送る「御神火」として、あたると心身が清められ、一年間無病息災・家内安全に過ごせるとされています。ここ登米市迫町・津島神社では、この「御神火」を目指して、さらしを巻いた上半身裸の男たちが参拝に練り歩く「裸参り」も有名で、毎年市内外から多くの参拝客や見物客で賑わいます。

目次

- P.1 冬の風物詩 どんと祭「裸参り」
- P.2~3 平成29年度税制改正への提言
- P.4 佐沼税務署からのお知らせ
- P.5 宮城県からのお知らせ
- P.6~7 法人会トピックス 会員企業リレー
- P.8 新春講演会、女性部会事業

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率的UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索



経済の再生と財政健全化を目指し、 歳出・歳入の一体的改革を！

1 税・財政改革のあり方

- 1 財政健全化に向けて
国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められる。
- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1・6兆円程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では、安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、金の利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられ、市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。
- 2 社会保障制度に対する基本的考え方
持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって、可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライド」の厳格対応、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- 3 行政改革の徹底
「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて、自ら身を削ることが何より必要である。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。
- 4 消費税引き上げに伴う対応措置
軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを明確にしておきたい。税率引き上げに向け、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。
- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い

法人会は来年度の税制改正に望む提言をまとめました。
法人会の税制改正提言は、全国の中小企業の真摯なる声として、政府・国会に届き、毎年、多くの改正の実現をみてきています。今回の税制提言を要約掲載いたします。

- 対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は、税率の引き上げに伴ってより重要な課題と

経済活性化と中小企業対策

なる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

1 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は、一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2 中小企業の活性化に資する

税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化するべきである。なお、中小企業投資促進税制の適

用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。
- (3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の

負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業に資する相続について、事業継承を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
- ① 株式総数上限(3分の2)の撤

地方のあり方

- 廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
- ② 死亡時まで株式を所有しない猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③ 対象会社規模を拡大する。
- (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実。
- (4) 取引相場のない株式の評価の見直し円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのため、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

税務署からのお知らせ

平成 28 年分確定申告書等作成会場

- ① 開設場所： 佐沼税務署 1階会議室
 - ② 開設期間： 平成 29 年 2 月 16 日(木)～3月 15 日(水)
 - ③ 開設時間： 午前 9 時～午後 5 時
- ※ 土・日曜日、祝日は開設していません。

- 確定申告書の作成・準備はお早めに。申告期限間近は会場が大変混み合います。
- 申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」の記載漏れにご注意ください。

所得税の確定申告書はご自分で作成して郵送で提出できます！

あなたの確定申告をサポートします ～給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、**国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)** に「**確定申告特集ページ**」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

また、確定申告特集ページから「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、次のように便利です。

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

お知らせ	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードを利用してe-Taxをされる方(2017/01/04) <input type="checkbox"/> Windows 10でe-Taxをご利用になる方(2017/01/04) <input type="checkbox"/> タブレット端末を利用して申告書等を作成する方(2017/01/04)	お知らせ一覧
▼ご利用について	▼作成コーナー(トップ画面) <input checked="" type="radio"/> ご利用案内 <input type="radio"/> ご利用になれない方 <input type="radio"/> e-Tax送信仕様版  途中で保存したデータを 取り込んで再開する方 <input checked="" type="radio"/> 作成再開 過去の半年分のデータを 利用して作成する方 <input type="radio"/> 過去の半年分のデータ利用 一屏しくはこちら	
▼入力用フォームのダウンロード	▼e-Taxにより送信した申告書等を確認される方 <input checked="" type="radio"/> メッセージボックス確認 <input type="radio"/> 送信した申告書等の表示 <small>電子申告の交付結果の閲覧や送信したデータのダウンロードができます。 送信した申告データを組み込んで内容を表示します。</small>	
▼その他	▼更正の請求書・修正申告書を作成される方 <input checked="" type="radio"/> 更正の請求書・修正申告書作成開始 <input type="radio"/> 更正の請求書・修正申告書作成再開	

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」には、メリットがいっぱい！

1 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24 時間いつでも好きな時間にご利用できます。

2 自動計算機能！

自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成できます。

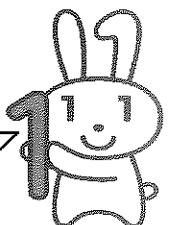
3 前年データの利用可能！

作成した申告書データを保存しておけば、翌年も利用できます。

所得税の確定申告書等作成コーナーに、給与所得者向けの申告書作成画面を設置しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっております。

===== 確定申告書へのマイナンバーの記載について =====

平成 28 年分の確定申告から、申告書に①マイナンバー（12 桁）の記載及び②申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になりますのでご注意ください。



お知らせ

県税におけるマイナンバーの取扱いについて

平成28年1月から、マイナンバー(個人番号)は社会保障、税などの行政手続きで利用されます。

- ・雇用保険の手続き、生活保護や各種福祉の給付、確定申告等の税の手続きなど、法律で定められた事務に限ってマイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などで法律に定められた範囲に限ってマイナンバーを取り扱います。

県税事務におけるポイント

宮城県の県税の手続きでも、法律に基づきマイナンバーを取り扱います。

ポイント1：税務関係書類に番号を記載していただく必要があります。

●番号の記載が必要となる主な書類等

税目等	記載対象時期	具体的な書類の例示・一般的な場合の提出時期等
申告書・申請書 ・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき 申告書等から	不動産取得税 申告書・減額申請書 自動車税 減免申請書 各税目 納税証明書交付申請書 等
法人県民税 ・法人事業税	平成28年1月1日以降に開始する 事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで

注意

- ・自動車取得税・自動車税申告書及び免税軽油関係書類は、当面記載の必要はありません。
- ・申告書等を提出する際に、他人の個人番号を取り扱うことができるのは、代理人(委任状のある方)に限られます。
- ・個人番号が記載されていない場合でも、必要な内容が記載されていれば申告書等は受け付けます。

ポイント2：申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります。

個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人の場合は本人確認書類の提示、代理人の場合は代理人確認書類の提示と合わせて本人確認書類の写しの添付が必要になります。

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)
- 2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
 - ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・マイナンバーカード(個人番号カード)とは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。マイナンバーカード(個人番号カード)には、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

法人会トピックス

第七回親と子の税金クイズ大会を開催！

「税に関する標語」の表彰式も挙

「税の啓蒙と租税教育の推進を図ろう」と、登米法人会では、十一月十三日「第七回親と子のふれあい税金クイズ大会」を登米・南三陸フェスティバルを会場に開催しました。

この催しは、佐沼税務署の全面協力があったき、登米市内の全小学校四年生以上の児童とご家族を募集した大会で、当日は三十三組の親子が参加。また、「第四回税に関する標語の募集」表彰式も挙行され、応募五五五点から選ばれた優秀作品七十八点が表彰されました。

クイズ大会は、準備された問題三十五問に親子一緒になって考え、回答する形式で、税金博士に扮した佐沼税務署大泉総務課長には、正解と解説を一同一問丁寧に聞いていただきました。

初めは簡単な問題に全員が正解されていました。進むに従って迷う問題も多くなり、最後まで勝ち残った5名の児童に「図書券」が贈呈されました。参加された皆さんは、楽しみながら税金の勉強ができた、と喜んでおりました。



開会挨拶 高田法人会会長



審査講評
鈴木佐沼税務署長



税金クイズ大会解答風景



最優秀賞表彰
佐藤 心さん



税金博士 大泉総務課長



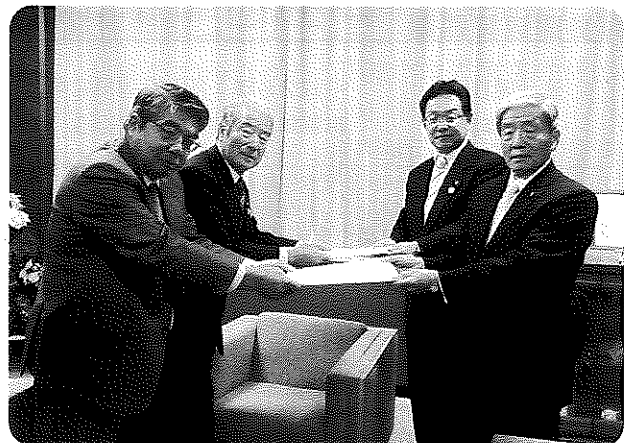
税務相談対応の佐々木 豊治税理士

平成 28 年度 無料税務相談会を開催

去る11月11日、登米法人会では、「税を考える週間(11/11～17)」に合わせ東北税理士会佐沼部会との共催で、今年で3回目となる無料税務相談会を開催いたしました。

会員や一般市民から事前に相談内容を受付けし、申し込まれた税務相談に、佐々木豊治税理士が対応いたしました。

相談に訪れた皆さんは「解りやすく丁寧に指導されて本当に助かりました。」と話していました。



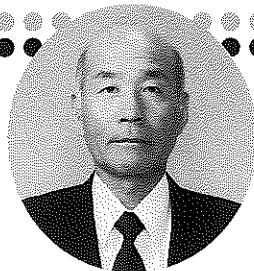
布施市長、沼倉議長へ提言書を提出

平成 29 年度 税制改正提言書を提出

法人会では、全国約82万社の会員の総意をもとに、平成29年度税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現を強く訴えております。

12月2日、登米法人会では、「中小企業の活性化に配慮した税制の実現」をめざし取りまとめた「平成29年度税制改正提言書」を布施登米市長、沼倉登米市議会議長にそれぞれ提出し、提言の実現を訴えました。

「日々進化し続ける町の電気屋さん」



《中田支部》
有限会社 五島電機
代表取締役 五嶋 庄市 氏

小さい頃から電気いじりが好きで電気屋さんになり、現在は建設業まで手がけるという「日々進化し続ける」有限会社五島電機 様を訪問しました。

スローガン
「誠意を込めて良い仕事を得意先のために！」

会社は、五嶋社長さんが、高校卒業後独学で電化製品の修理業を始められた昭和42年4月の創業で、元々は実家が農家で、親の反対を押し切って工業高校へ進学してこの商売に入られたのが始まりといえます。

その後、家電販売業、電気工事業、消防設備工事業など事業を広げられ、平成9年3月(有)五島電機を設立されたそうです。

ご商売のモットーは、「わが社のような会社は、信用と信頼が生命線。どんな工事であれ、正確に確実に、些細なミスもなく仕事をするのが全て」と話します。

特に、東日本大震災では、災害協定を結んでいた各所から緊急要請を受け、被害が大きい仙台東部道路・仙台東ICから三陸自動車道・利府しらかし台ICの区間(約10キロ)の電気設備の復旧工事を、夜間のみ不眠不休体制で

無事に成し遂げたそうです。

現在も、東北道金成ICから白石IC間、山形道笹谷トンネル間の電気設備の維持管理は同社に負託され、社員9名一丸となって取り組んでいるそうです。

今後の目標は、その時代、その時代に合った新しい事業を取り入れていきたいと結んで下さいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会ヒックス 法人会ヒックス 法人会ヒックス 法人会ヒックス 法人会ヒックス 法人会ヒックス



講演会講師の竹内 謙礼氏が熱心に講演

佐沼支部・石越支部 経営講演会で商売のコツを学ぶ！

11月28日、登米法人会佐沼支部・石越支部と登米中央商工会共催「経営講演会」をホテルニューグランヴィアを会場に開催しました。

講師には、(有)いろは代表取締役竹内謙礼氏を招き「安売りしないでお客をガッチリつかむ技術」という内容で、値下げをせずに売るための販売手法等を学びました。この中で、小さい会社が生き残れる3カ条「必要と思われる」「記憶に残る」「愛を持って貰う」が重要であると話されました。

法人会ヒックス 法人会ヒックス 法人会ヒックス 法人会ヒックス 法人会ヒックス 法人会ヒックス



セミナー講師 西條 清美氏が丁寧に説明

経営セミナー マイナンバー対応セミナー Part IIを開催

登米法人会では、去る10月26日登米中央商工会館を会場に、マイナンバー対応セミナー Part IIを開催。このセミナーは、昨年度開催のマイナンバー対応セミナー第2段で、講師には、社会保険労務士の西條清美氏とAIU 損害保険(株)リスクコンサルティング部長高橋勝氏を招きました。

両氏から、企業でやるべき安全管理と対策、個人情報漏洩事故への危機管理対応とリスク管理について、具体例を示しながら熱心に講習されました。

浪速のカリスマ添乗員 平田進也氏を招く！

平成二十九年新春を迎え、恒例の「新春講演会」が、これまでの主催三団体に登米市観光物産協会が共催し、一月二十三日、ホテルニューグランドヴィアを会場に開催されました。

講師には、浪速のカリスマ添乗員と呼ばれている㈱日本旅行西日本営業部長の平田進也氏を招き、「顧客満足の追求もてなしの心」と題した登米市の魅力をいかに発信するかというテーマで講演をいただきました。

この講演で平田氏は、自身の経験から「もてなし」は「一生懸命さ」と意外性。そこまでやるのか、と客を驚

かせるトリピーターが生まれる。それをロコミで広めることがとても大事であると力説されました。

また、これまで数回登米市を訪れ、他所に負けないくらい観光資源が豊富であるので、リピーターを産む「ロコミ」をいかに喚起するかが勝負である。と平田氏の説得力あるお話しに、一四〇名余の出席者は魅了されました。

講演会終了後は、佐沼税務署長、登米市副市長をはじめ関係機関、団体等からの来賓を交えた新春懇談会が催されました。



主催者代表挨拶 高田 次雄登米法人会会長



講師の平田 進也氏



聴講者で会場ギッシリ

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



おもてなしの心とは 芳賀支配人

女性部会 山陰地方を視察研修

今年度の視察研修会は、外湯めぐりで有名な城崎温泉。宿泊先である西村屋ホテル招月庭の芳賀支配人から城崎温泉の歴史などについて講話をいただき、昔から城崎の人々は宿を客間、道を廊下とし、訪れた人々を町全体でもてなす精神から外湯めぐりが発祥。丁寧なおもてなしはもちろん、お客様に感動して帰っていただけるように日々心がけているそうです。

前日に鳥取県中部であった震度 6 弱の地震にもかかわらず、至れり尽くせりのおもてなしで、くつろぎの一夜を過ごしてまいりました。



講師の佐藤 潤税理士

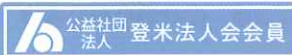
女性部会 税金教室で法人税制を学ぶ

毎年 11 月 11 日～ 17 日は「税を考える週間」。

女性部会では、税金についての知識を学ぼうと東北税理士会宮城県北支部佐沼部会の佐藤潤税理士に講師をお願いし、会社経営に関わる税金について教えていただきました。

中でも中小企業の優遇税制や税務調査については、皆さんの関心も高く、実際にあった話を盛り込みながらの説明に真剣に聞き入っておりました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい